

令和4年2月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和3年(ワ)第1103号 署名簿引渡請求事件

口頭弁論終結の日 令和3年12月2日

判 決

5 名古屋市中区丸の内2丁目7-19

原 告 お辞め下さい大村秀章愛知県知事
愛知100万人リコールの会
(以下「原告リコールの会」という。)

同代表者会長 高須克彌

10

原 告 高須克彌
(以下「原告高須」という。)

原告ら訴訟代理人弁護士 田中智之

15

被 告 水野昇
主 文

- 1 被告は、原告リコールの会に対し、別紙目録1記載の署名簿54枚のうち9枚を引き渡せ。
- 2 前項の強制執行ができないときは、被告は、原告リコールの会に対し、2万7000円を支払え。
- 20 3 原告リコールの会のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 原告高須の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを7分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

25 事実及び理由

第1 請求

1. 主位的請求

- (1) 被告は、原告リコールの会に対し、別紙目録1記載の署名簿54枚を引き渡せ。
- (2) 前項の強制執行ができないときは、被告は、原告リコールの会に対し、54万円を支払え。
- (3) 被告は、原告リコールの会に対し、別紙目録2記載の署名簿仮受領書を引き渡せ。
- (4) 前項の強制執行ができないときは、被告は、原告リコールの会に対し、10万円を支払え。

10 2 予備的請求

- (1) 被告は、原告高須に対し、別紙目録1記載の署名簿54枚を引き渡せ。
- (2) 前項の強制執行ができないときは、被告は、原告高須に対し、54万円を支払え。
- (3) 被告は、原告高須に対し、別紙目録2記載の署名簿仮受領書を引き渡せ。
- (4) 前項の強制執行ができないときは、被告は、原告高須に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、愛知県知事の解職請求のための署名運動等を行う政治団体である原告リコールの会の推進により作成された別紙目録1記載の署名簿54枚（以下「本件署名簿」という。）及び別紙目録2記載の署名簿仮受領書（以下「本件仮受領書」といい、本件署名簿と併せて「本件署名簿等」という。）を被告が不法に占有しているとして、主位的には、原告リコールの会が所有権に基づいて、予備的には、原告リコールの会の解職請求代表者の一人である原告高須が共有持分権に基づく保存行為として、被告に対し、本件署名簿等の引渡しを求めると共に、引渡しについて強制執行ができないときは、本件署名簿につき54万円、本件仮受領書につき10万円の各代償金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いがないか、後掲証拠等により容易に認められる。）

(1) 当事者等

ア 原告リコールの会は、地方自治法に基づく愛知県知事大村秀章（以下「大村知事」という。）の解職請求等を目的とし、大村知事の解職請求時における解職請求代表者37名を構成員として、令和2年6月1日に設立され、同月2日、愛知県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出した政治団体である（甲1～3、被告1頁）。

イ 原告高須は、大村知事の解職請求時における上記解職請求代表者の一人であり、原告リコールの会の代表者である。

ウ 被告は、原告リコールの会の設立以降、大村知事の解職請求を目的とする各種活動に参加し、同活動に係る郵送事務や署名簿の署名簿番号を記載するナンバリング作業の援助等に従事していた者である（被告1～2頁）。

(2) 原告リコールの会による署名運動

原告リコールの会は、大村知事の解職請求を目指して、令和2年8月25日から同年10月25日までの間、愛知県知事解職請求者署名簿（表面に「署名年月日欄、署名者住所欄、署名者氏名欄、署名者生年月日欄、押印欄」で構成される署名枠10枠などが、裏面に大村知事を解職請求する旨の記載並びに解職請求代表者全員の署名及び押印などが、それぞれ印字されたもの。）への署名を求める運動を推進した。

原告リコールの会は、同年11月4日、尾張旭市選挙管理委員会に対し、本件署名簿を含む署名簿を仮提出することとしていたが、各署名簿のナンバリング作業の援助に従事していた被告は、54枚の署名簿（本件署名簿）をその余の署名簿から抜き出して持ち帰り、占有を開始するに至った。

（甲4～6、乙1・6、20、21の1～43、被告2～4頁）

(3) 被告による本件署名簿の任意提出

被告は、令和2年11月18日、愛知県警察守山警察署（以下「守山警察署」という。）において、被告を被疑者とする本件署名簿に係る窃盗事件に
関し、任意で事情聴取を受けた。その際、被告は、同署司法警察員に対し、
本件署名簿のうち40枚を任意提出し、同司法警察員はこれを押収した。そ
の後、被告は、本件署名簿のうち、令和3年2月10日に2枚、同年3月4
日に3枚を、それぞれ同署司法警察員に任意提出し、同司法警察員はこれら
を押収し、これにより被告は、本件署名簿のうち合計45枚の占有を喪失し
た（以下、本件署名簿54枚のうち愛知県警察によって押収された合計45
枚を差し引いた9枚を「本件未提出署名簿」という。）。（乙1の1～3、1
6、被告9・10頁）

（4）本件仮受領書について

ア 原告リコールの会は、令和2年11月4日、幸田町選挙管理委員会に対
し、署名簿を仮提出し、同日、同選挙管理委員会から本件仮受領書の交
付を受けた（甲12の1、乙7、8）。

イ 被告は、遅くとも令和3年5月29日までに本件仮受領書を入手し、同
日、本件仮受領書を愛知県警察本部捜査第二課司法警察員に任意提出し、
同司法警察員はこれを押収した（甲11、乙7～9）。

2 爭点及び争点に関する当事者の主張

（1）被告による本件未提出署名簿の占有の有無

（原告）

被告は、本件署名簿を持ち去り、正当に占有を保持する法的権限も有して
いないにもかかわらず、現在も本件未提出署名簿を不法に占有している。

本件未提出署名簿を紛失したとする被告の供述は、その内容に変遷がみら
れることなどからすれば虚偽であり、信用性がない。

（被告）

被告は令和2年1月4日に本件署名簿の占有を開始したが、その後、本件未提出署名簿については、保管・管理する中で不注意により紛失したため、現時点においては占有をしていない。

(2) 本件未提出署名簿の引渡請求が執行不能の場合における代償金の額

5 (原告)

本件署名簿の1枚当たりの価値は1万円を下回ることはない。よって、引渡請求が執行不能の場合における代償金の額は署名簿の枚数に各1万円を乗じた額とするのが相当である。

(被告)

10 争う。本件署名簿の1枚当たりの価値が1万円であるとする原告の主張は高額にすぎる。

第3 当裁判所の判断

1 本件署名簿の所有者について

前提事実に加え、原告リコールの会の会則（甲3）によれば、原告リコールの会は、団体としての組織を備え（5条、6条及び8条）、多数決の原則が行われ（7条及び9条）、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し（5条）、その組織についての代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定している（1条～10条）と認められる。よって、原告リコールの会は、組織としての実態を備えた権利能力なき社団に該当すると認められるから、原告リコールの会の解職署名運動によって作成された本件署名簿の所有権は、原告リコールの会に総てに帰属すると認められる。

2 争点(1)（被告による本件未提出署名簿の占有の有無）について

(1) 前提事実(2)、(3)のとおり、被告は、令和2年1月4日に本件署名簿の占有を開始し、うち45枚については、令和3年3月4日までに愛知県警察に任意提出して押収されることにより、占有を喪失したことが認められるのに

対し、残余の9枚（本件未提出署名簿）については、被告が占有を喪失した事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

（2）被告は、本人尋問において、令和2年11月4日午後11時30分頃、本件署名簿を持ち出して占有を取得した、同月6日に守山警察署に持参したが、同署に受領してもらはず持ち帰った、同月10日に読売新聞社に本件署名簿を持ち込み、同社が作成した本件署名簿のカラーコピー2部のうち1部の交付を受けて原本と共に持ち帰った、本件署名簿は被告が使用する自動車内に保管し、適宜マスコミ関係者及び知人等不特定多数人に提示したり一時的に預けたりする中で、本件署名簿のカラーコピーと混在させるなどした、同月18日に再度守山警察署に出頭した際には本件署名簿の枚数は40枚となっており、これを任意提出したほか、後日発見され又は返還を受けた5枚についても追加で任意提出したが、残りの9枚（本件未提出署名簿）の所在はわからない旨供述する（被告2～14、30～33頁）。

しかし、被告の上記供述のうち本件未提出署名簿を紛失した点については、その時期及び経緯等を含め曖昧な点が多いことに加え、本件署名簿は、原告リコールの会の目的である大村知事の解職請求に当たっての法定の要件を充足するための書面であったこと、仮にこれらが偽造されたものであったとしても、被告にとって同偽造の事実を立証するための証拠として、代替性のない重要な書面であると認められることからすれば、これを漫然と紛失したとする被告の供述には不自然な点があるというほかなく、にわかに信用することができない。

（3）以上によれば、被告が本件未提出署名簿の占有を喪失した事実は認められない。

3 争点(2)（本件未提出署名簿の引渡請求が執行不能の場合における代償金の額）について

本件署名簿は、その作成に係る本件解職署名運動に相応の労力及び費用を要するものであったことが窺われ、その本来的役割も解職請求に当たっての法定の要件を充足するための書面という重要性を有すると認められる。一方、前提事実(2)及び証拠(甲12の2)によれば、本件署名簿については、その署名収集期間及び提出の法定期限はいずれも経過しており(地方自治法81条2項、74条の2第1項、同法施行令116条、94条1項、93条の2第1項等)、本件署名簿を本来的な役割に用いることは現時点においてはもはや不可能であることからすると、その財産的価値を高く評価することはできない。これらの事情に加え、本件審理に顕れた諸事情を考慮すれば、本件署名簿1枚あたりの代償金の額は3000円をもって相当と認める。

したがって、本件未提出署名簿の引渡請求が執行不能の場合における代償金の額は2万7000円(3000円×9枚)となる。

4 以上によれば、本件署名簿等のうち、本件未提出署名簿(9枚)については、被告が占有しているものと認められる。これに対し、本件署名簿(54枚)のうち45枚及び本件仮受領書については、被告が占有している事実は認められない。よって、主位的請求である原告リコールの会の被告に対する本件署名簿等引渡請求は本件未提出署名簿(9枚)の限度で、本件未提出署名簿の引渡しの強制執行ができないときの代償金請求は本件署名簿1枚当たり3000円合計2万7000円の限度でそれぞれ理由があると認められる。他方、前記1のとおり、本件署名簿等の所有権は原告リコールの会の構成員に総的に帰属しており、原告高須は本件署名簿等の共有持分権を有していないと認められるから、原告高須の予備的請求は、その前提を欠くものであって理由がない。

第4 結論

よって、原告リコールの会の主位的請求は、主文第1項及び第2項の限度で理由があるから同限度でこれを認容し、原告リコールの会のその他の主位的請求及び原告高須の予備的請求は理由がないからいざれもこれを棄却することと

して、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第5部

5

裁判長裁判官

鈴木昭洋

鈴木昭洋

10

裁判官

小林佳那子

小林佳那子

裁判官

石川颯人

石川颯人

15

別紙

目録 1

別紙「警察安全相談等・苦情取扱票」(受理日を令和2年11月6日, 受理者を
守山警察署職員, 申出者を被告, 件名を「愛知県知事の解職請求の署名簿に偽造さ
れたものがたくさん入っている」)の3項目の様式第2(その2)「申出の趣旨及び
受理時における取扱状況」欄の1行目ないし3行目に「申出者の内の水野が, 尾張
旭市の選挙管理委員会に提出しようとした際にその代筆の状態に気づき, その際に
同様の代筆と思料される54枚の署名簿を, 直前で選挙管理委員会への提出を取り
やめて, 自身で保管した。」と記載されている, 被告が尾張旭選挙管理委員会から
持ち出し保管している, 下記①ないし⑤の各欄が設けられ, ⑥の記載がある, 愛知
県知事解職請求者署名簿54枚。

記

- ① 署名年月日欄
- ② 署名者住所欄
- ③ 署名者氏名欄
- ④ 署名者生年月日欄
- ⑤ 押印欄
- ⑥ お辞め下さい大村秀章愛知県知事愛知100万人リコールの会会长高須克弥

以上

目録2

幸田町選挙管理委員会が、お辞め下さい大村秀章愛知県知事愛知100万人リコールの会に対し、令和2年11月4日に交付した、下記①ないし⑨の記載がある、署名簿仮受領書1枚。

5

記

- ① 署名簿受領書
- ② 愛知県知事解職請求者署名簿 冊
- ③ 署名簿番号
- ④ 欠番簿冊
- ⑤ 署名総数
- ⑥ 地方自治法施行令第116条において準用する第93条の2第1項の規定により仮提出された愛知県知事解職請求者署名簿を上記のとおり受領しました。
- ⑦ 令和2年11月4日
- ⑧ 愛知県知事解職請求代表者
- ⑨ 幸田町選挙管理委員会

以上

10

15

別 紙

様式第2(その1)

警察安全相談等・苦情取扱票

<input type="checkbox"/> 対応の一部依頼 <input type="checkbox"/> 情報提供 番号()		※相談取扱責任者 課(係) 課長・課長代理(課長補佐) <small>(対応を継続する場合に記入すること。)</small> 印	
決裁欄			
分類種別	03 - 24 - 79	整理番号	守山: 2366
態様	<input checked="" type="checkbox"/> 警察安全相談 <input type="checkbox"/> 要望意見 <input type="checkbox"/> 感謝激励 <input type="checkbox"/> 事件情報 <input type="checkbox"/> 苦情 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 署(所)外活動 <input type="checkbox"/> 他の所属から引継ぎ <input type="checkbox"/> 他の都道府県警察から受理 <input type="checkbox"/> 警察以外の行政機関等から受理(□県内 □県外)		
件名	愛知県知事の解職請求の署名簿に偽造されたものがたくさん入っている		
受理日時	令和02年11月06日(金) 午後 1時50分から 120分間		
受理者	所属 守山警察署	課(係) 刑事課知能係	警電 742-352
	階級・職 警部補	氏名 [REDACTED]	職員番号 [REDACTED] <input type="checkbox"/> 当直 <input type="checkbox"/> 日直
受理時における措置	<input type="checkbox"/> 検挙・補導 <input checked="" type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> 警告・説得 <input type="checkbox"/> 被害受理 <input type="checkbox"/> 各種届出受理() <input type="checkbox"/> 警察以外の行政機関等の教示() <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 打切り <input type="checkbox"/> 他の所属・他の都道府県警察への引継ぎ等(引継ぎ等先:) <input type="checkbox"/> 警察以外の行政機関等への引継ぎ(引継先:)		
申出者	住所 [REDACTED] 職業(会社名等) 公務員 () ふりがな みずの のぼる 氏名 水野 昇 [REDACTED]	電話番号 [REDACTED]	年齢(□歳) 性別(■男 □女 □不詳)
関係者	住所 [REDACTED] 職業(会社名等) 自営業者 () ふりがな うかい ゆきたか 氏名 鶴飼 幸孝 [REDACTED]	電話番号 [REDACTED]	年齢(□歳) 性別(□男 □女 □不詳)
	住所 [REDACTED] 職業(会社名等) 自営業者 () ふりがな たけうち りょうじ 氏名 竹内 良二 [REDACTED]	電話番号 [REDACTED]	年齢(□歳) 性別(■男 □女 □不詳)
	住所 [REDACTED] 職業(会社名等) () ふりがな 氏名 [REDACTED]	電話番号 [REDACTED]	年齢(□歳) 性別(□男 □女 □不詳)
※解決日	年	月	日
※措置者	所属 [REDACTED]	課(係) [REDACTED]	警電 [REDACTED]
□受理者と同じ。	階級・職 [REDACTED]	氏名 [REDACTED]	職員番号 [REDACTED]
※措置	<input type="checkbox"/> 検挙・補導 <input type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> 警告・説得 <input type="checkbox"/> 被害受理 <input type="checkbox"/> 各種届出受理() <input type="checkbox"/> 警察以外の行政機関等の教示() <input type="checkbox"/> 引継ぎ(引継先:) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 打切り		
備考	統計項目:なし		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 ※欄は、所属長又は報告者が記入すること。

申出の要旨及び受理時における取扱状況

申出者らは、大村知事の解職請求（リコール）運動にボランティアとして参加していた旨自称している者である。

今年8月25日から10月25日までの間に、街頭での勧誘や戸別訪問等により、知事のリコールの署名を集め、昨日11月5日に各自治体の選挙管理委員会に提出する運びとなつた。

なお、署名に使う用紙は、解職請求団体が専用の様式を作成しており、高須克弥を筆頭とする37名の請求代表者が名を連ねており、各用紙に10名分の署名ができる枠があるものであり、これら請求代表者か或いは請求代表者から委任を受けた受任者により署名を求める方式である。

この選挙管理委員会に提出をしようとした署名簿の中に

署名の年月日が、署名期間外の10月26日となつてゐる

同じ用紙に同一人物と思われる筆跡の署名ばかりがされている
という偽造が疑われるものが多数枚まぎれていたとのこと。

リコール署名の代筆は、地方自治法第74条により、身体障碍者等といった署名がない理由でなければ認められない旨の規定があり罰則も定められているとのことである。

原本保管課	<input type="checkbox"/> 警務 <input type="checkbox"/> 会計 <input type="checkbox"/> 生安 <input type="checkbox"/> 地域 <input checked="" type="checkbox"/> 刑事 <input type="checkbox"/> 交通 <input type="checkbox"/> 警備 <input type="checkbox"/> その他 ()
-------	--

解 決 (平成 11 年 11 月 9 日)

他の所属への情報提供 (提供先 :)

引継ぎ (他署 本部所属 他の都道府県警察 警察以外の行政機関等)

(年 月 日 引継先 :)

担当課(係)の指定 (※「相談取扱責任者」欄を記入すること。)

警務 会計 生安 地域 刑事 交通 警備

その他 ()

写しの配布先

警務 会計 生安 地域 刑事 交通 警備

その他 ()

対応の一部依頼 (依頼先 :)

他の所属への情報提供 (提供先 :)

苦情として処理 (苦情処理担当者 : 課(係) :)

[指揮内容]

条件化を検討して相談にて再申請をすること。

申出の要旨及び受理時における取扱状況

申出者の内の水野が、尾張旭市の選挙管理委員会に提出をしようとした際にその代筆の状態に気づき、その際に同様の代筆と思料される5・4枚の署名簿を、直前で選挙管理委員会への提出を取りやめて、自身で保管した。

申出者らが、他の自治体のボランティアの者と連絡を取り合ったところ、把握できただけでも、中川区、港区、豊田市、豊川市、田原市、幸田町等でも同様に代筆と思料される署名簿が多数枚発見されているとのこと。

申出者らは、リコール運動には参加していたものの、法に抵触する可能性のある署名簿の提出をためらい、上記5・4枚の代筆が疑われる署名簿の提出をしなかった旨申し立て、また、本件について、警察に情報提供するために来署したこと。

なお、申出者らが言うには、実際に代筆をした人物までは不明だが、代筆を指導した人物として疑われる者は、請求代表者の内の田中孝博、山田豪、渡邊美智代らではないかと考えているとのこと。

その理由は、本来の署名簿には、市町村名が印刷されていないが、代筆が疑われる署名簿には「尾張旭市」という文字が署名者欄に印刷されており、署名簿の印刷について、この3名が担当していたからだとのこと。

(対応)

リコール運動の署名の代筆という、私文書偽造の容疑の相談である。

本件については、捜査第二課と連携し、慎重に判断する方針とした。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 「申出の要旨及び受理時における取扱状況」欄の記載事項が多いときに、その1の統紙として使用すること。

これは正本である。

令和4年2月24日

名古屋地方裁判所民事第5部

裁判所書記官 西尾裕

麻